

令和 8 年度（2026 年度） 登米市浄化槽転換等資金融資あっせん制度事業概要

1 事業概要

単独浄化槽を廃止またはくみ取り便所を水洗便所に改造し、合併浄化槽にしようとする方の負担軽減のため、市では費用の融資あっせんをしています。本来、金融機関から融資を受ける方が支払うべき利息を市が負担することで、実質的に無利子で借りることができる制度です。

2 融資あっせん条件

公共下水道事業や農業集落排水事業の対象区域外で、一般住宅または店舗付き住宅の単独浄化槽を廃止若しくはくみ取り便所を改造して合併浄化槽を設置しようとしている方（※新築住宅、建築確認申請が必要となる改築、販売・賃貸借等営利を目的とした住宅は対象となりません。）

- （１）市税を滞納していないこと。
- （２）融資に対し十分な返済能力があること。
- （３）連帯保証人または融資を受けようとする金融機関が指定する保証機関の保証を付すること。

3 融資あっせん金額

1 棟当たり融資限度額は 120 万円です。※

4 融資利子

貸付金の利子は、市が代わりに支払いますので実質無利子です。（延滞に係る利子を除く。）

5 あっせん先

市内の金融機関（市と利子補給等の契約を締結している金融機関の市内の本店・支店に限ります。）

6 償還方法

融資を受けた月の翌月から 60 ケ月以内の元金均等償還

7 融資あっせん制度を利用される場合の流れ

事前に市（廃棄物対策課）に融資あっせんについて相談する。【申請者】



・制度や申請方法などについて説明

工事業者から見積を取り内容を十分検討したうえで、工事業者を決定する。【申請者】



あっせん先金融機関で融資について事前相談をする。【申請者】



・金融機関において、連帯保証人の有無や支払い能力等について確認

市に申請書等を提出する【申請者】



◎登米市浄化槽転換等資金融資あっせん申請書（様式第1号）及び必要書類並びに
浄化槽設置届出

申請書類を審査し、申請者に融資あっせん決定通知書を交付する。【市】

金融機関に融資依頼書を送付する。【市】



※登米市浄化槽転換等資金融資あっせん決定通知書（様式第2号）

※登米市浄化槽転換等資金融資依頼書（様式第3号）

工事業者と契約を交わし工事を実施する。【申請者】



工事完了した日から14日以内に市に工事完了届を提出する。【申請者】



◎工事完了届（様式第4号）及び必要書類

届出書類等を審査・確認し、申請者に確認済証を交付する。【市】



※工事完了確認済証（様式第6号）

あっせん先金融機関に融資申請を行う。【申請者】



◎市から交付された登米市浄化槽転換等資金融資あっせん決定通知書（様式第2号）及び工事完了確認済証（様式第6号）を金融機関に提示する。

あっせん先金融機関と融資資金の貸借契約を交わす。【申請者】



あっせん先金融機関から資金の融資を受け工事業者に工事費を支払う【申請者】



あっせん先金融機関に元金の償還（返済）を行う。【申請者】

あっせん先金融機関に融資資金の利子を支払う。【市】

8 融資あっせん制度を利用される場合の留意点

- (1) 申込みの際は、事前相談が必要となります。
- (2) 金融機関が融資の決定をします。
- (3) 保証機関による保証となる場合の保証料は申請者の負担となります。
- (4) 金融機関によって融資実行までの期間に違いがありますので、工事期間や支払い時期などについて工事業者と確認が必要です。

問合せ先 登米市環境事業所廃棄物対策課
登米市豊里町笑沢 153-22（登米市クリーンセンター内）
TEL：0225-98-4372 FAX：0225-76-0103
E-mail：haiki@city.tome.miyagi.jp